明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○民間訓練試験空域を指定する告示及び航空法第九十六条の二第一項及び第二項（航空法第九十六条第六項において準用する場合を含む。）の規定による規制が適用される時間並びに航空交通情報の提供に関する業務を行う機関を定める告示の一部を改正する告示（**国土交通**三六）　一
○航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示の一部を改正する件（**同**三七）　四
○建築基準法に基づき、平成十一年建設省告示第千二百八十七号の一部を改正する件（**同**三八）　五
〔公　告〕
諸事項
官庁
建設業の許可の取消処分関係　六
裁判所
破産、免責、再生関係　七
特殊法人等
税理士証票無効・登録抹消、日本弁護士連合会公示送達関係　六六
地方公共団体
教育職員免許状取上げ処分、行旅死亡人関係　六六
会社その他
会社決算公告　七二